

青森県環境影響評価審査会の意見

((仮称) むつ風力発電事業計画段階環境配慮書)

- 1 風力発電設備等の輸送について、大畑漁港や尻屋崎港からの輸送は長距離であり、輸送経路周辺の生活環境への重大な影響が懸念されることから、方法書において、工事用資材等の搬出入に係る騒音及び振動を環境影響評価項目に選定すること。
- 2 事業実施想定区域の周囲0.5～1.0kmの範囲には住居等が多数存在しており、施設の稼働に伴う騒音及び風車の影が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、風力発電設備を住居等から十分離隔するなど、風力発電設備の配置等に配慮すること。
- 3 事業実施想定区域及びその周辺には、日本の地形レッドデータブックに記載されている田名部低地帯北岸の海食崖等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、方法書において、地形改変及び施設の存在に係る地形及び地質を環境影響評価項目に選定すること。
また、これらの結果を踏まえ風力発電設備の配置等を検討することにより、土砂の崩落又は流出の可能性が高い箇所の変更を回避するとともに、土地の改変量を抑制し、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。
- 4 事業実施想定区域及びその周辺には、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等が存在し、これら保安林は水源の涵養や土砂の流出防備などの公益目的を達成するため、特に重要な森林を指定しているものであることから、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、保安林を避けること。
- 5 事業実施想定区域及びその周辺では、オオワシ、オジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ガン類、ハクチョウ類等の渡り鳥の移動経路になっている。これらの鳥類に対する重大な影響を回避又は極力低減するため、専門家から生態特性等を聴取した上で、調査、予測及び評価を行い、風力発電設備の配置等を検討すること。
- 6 事業実施想定区域及びその周辺には希少な水生生物であるキタホウネンエビの生息域が存在する可能性があることから、専門家に聴取した上で、適切な手法で調査、予測及び評価を行い、その生息への影響を回避するよう、風力発電設備の配置等を検討すること。
- 7 事業実施想定区域には、天狗川や蜷沢などの河川が存在し、風力発電設備の設置や道路の拡幅工事等により発生した濁水が、水生生物や水生植物の生息・生育環境に

影響を及ぼすおそれがあることから、適切な手法により調査、予測及び評価を行い、これらの影響を回避又は極力低減するよう、風力発電設備の配置等を検討すること。

また、当該配慮書において、調査対象を飛翔性動物（コウモリ類及び鳥類）に限定しているが、他の動物についても影響を及ぼすおそれがあることから、今後提出される方法書以降においては、広範な生物群を調査対象とすること。

8 事業実施想定区域には、植生自然度9の植生群落が分布しており、風力発電設備の設置及びそれに伴う樹木の伐採や土地の改変により、動植物の生息・生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、事業計画の具体的な検討に当たっては、これら群落の改変を回避すること。

9 事業実施想定区域及びその周辺の植物種について、文献調査で選定した以外の植物種が出現する可能性があることから、調査、予測及び評価に当たっては、最新の知見、周辺の先行事例の知見及び専門家等の助言を踏まえ適切に実施すること。